

この届出書は、賞与を支給した場合にご提出いただくものです。

・年間4回以上支払われる賞与について、標準報酬月額の対象となっている場合は、この届書を提出する必要はありません。
70歳以上の方について提出する場合は、「⑧備考」の欄の「1.70歳以上被用者」を○で囲み、個人番号(または基礎年金番号)を「⑦個人番号」欄にご記入ください。

記入方法

提出者記入欄 事業所整理記号は下図を参照し、新規適用時または名称・所在地変更時に付された記号をご記入ください。
健康保険組合が使用する3桁の事業所記号は下図の右側(例:123)のようにご記入ください。

事業所整理記号				0	1	-	イ	ロ	ハ		事業所記号(健保)	1	2	3
---------	--	--	--	---	---	---	---	---	---	--	-----------	---	---	---

- ①被保険者整理番号 資格取得時に払い出しされた被保険者整理番号を、必ずご記入ください。
- ③生年月日 該当する元号の記号と、生年月日を下図のようにご記入ください。
【元号】1.明治 3.大正 5.昭和 7.平成 9.令和 ③ 5-630503
【記入例】昭和63年5月3日の場合
- ④賞与支払年月日(共通) 事業所における賞与支払年月日をご記入ください。
なお、各被保険者欄にある「④賞与支払年月日」欄は「④賞与支払年月日(共通)」欄に記載した賞与支払年月日と支払日が異なる方のみご記入下さい。
- ⑤賞与支払額 「⑦(通貨)」には、賞与・手当等名称を問わず労働の対象として、3ヶ月を超える期間ごとに金銭(通貨)で支払われるすべての金額をご記入下さい。
※年4回以上支払われる賞与等については標準報酬月額の対象となりますので、『被保険者報酬月額算定基礎届』または『被保険者報酬月額変更届』に記入する報酬月額に算入して下さい。
- 「④(現物)」には、賞与のうち食事・住宅・被服・定期券等、金銭(通貨)以外で支払われるものについてご記入ください。
現物によるものの額は、厚生労働大臣によって定められた額(食事・住宅については都道府県ごとに定められた価額、その他被服等は時価により算定した額)をご記入ください。(健康保険組合の場合、別途規約により定めがある場合があります。)
- ⑥賞与額 「⑦通貨」と「④現物」の合計から1,000円未満を切捨てた金額をご記入ください。
- ⑦個人番号(基礎年金番号) 70歳以上被用者の方のみご記入下さい。また本人確認を行ったうえで、個人番号をご記入ください。
基礎年金番号を記入する場合は、基礎年金番号通知書等に記載されている10桁の番号を左詰めでご記入ください。
- ⑧備考 「1.70歳以上被用者」に該当する場合は○で囲んでください。
「2.二以上勤務」は、被保険者(70歳以上被用者)が2ヶ所以上の適用事業所で勤務している場合に○で囲んでください。
「3.同一月内の賞与合算」は、同一月内に2回以上支払われた賞与を合算して届出する場合に○で囲んでください。
()内には初回到支払われた日をご記入下さい。
(④の賞与支払年月日欄には、その月の最後に支払った日をご記入ください。)

お知らせ

- ・賞与にかかる保険料は、合計額から1,000円未満を切捨てた標準賞与額に保険料率をかけて計算されます。毎月の標準報酬月額の等級とは異なりますのでご注意ください。
- ※健康保険における標準賞与額の上限は、年間(4~3月)の累計で573万円となります。転職、転勤等、以前の勤務先での賞与額と合算して同一の被保険者で健康保険の上限を超える場合は『健康保険標準賞与額累計申出書』の提出が必要となります。
- ※厚生年金保険における標準賞与額の上限は、1ヶ月あたり150万円となります。
- ・資格取得月(資格取得年月日以降)に支払われた賞与は保険料計算の対象となります。資格喪失月に支払われた賞与について、退職日以前のものは届出が必要となりますが、原則として、保険料計算の対象とはなりません。
- ・産前産後休業・育児休業等の取得により、保険料が免除される期間中に支払われた賞与についても届出が必要となります。
- ・介護保険料については、賞与支払月内に40歳に到達した場合、誕生日が賞与支払日より後であっても介護保険料が徴収されます。
また、賞与支払月内に65歳に到達した場合は、誕生日が賞与支払日より後であっても介護保険料は徴収されません。
- ・賞与の支払いがなかった方は、該当者欄に斜線を引いてください。
- ・同一月内に2回以上賞与の支払いを行う場合は、最後の賞与支払後、その月に支払った賞与額を合算して届け出てください。
なお、すでに賞与を届出済の月について、同一月内に追加で賞与を支払った場合は、備考欄の「3.同一月内の賞与合算」を○で囲み、()内に初回到支払われた日を記入のうえ、同一月内に支払われた賞与を合算して届け出てください。